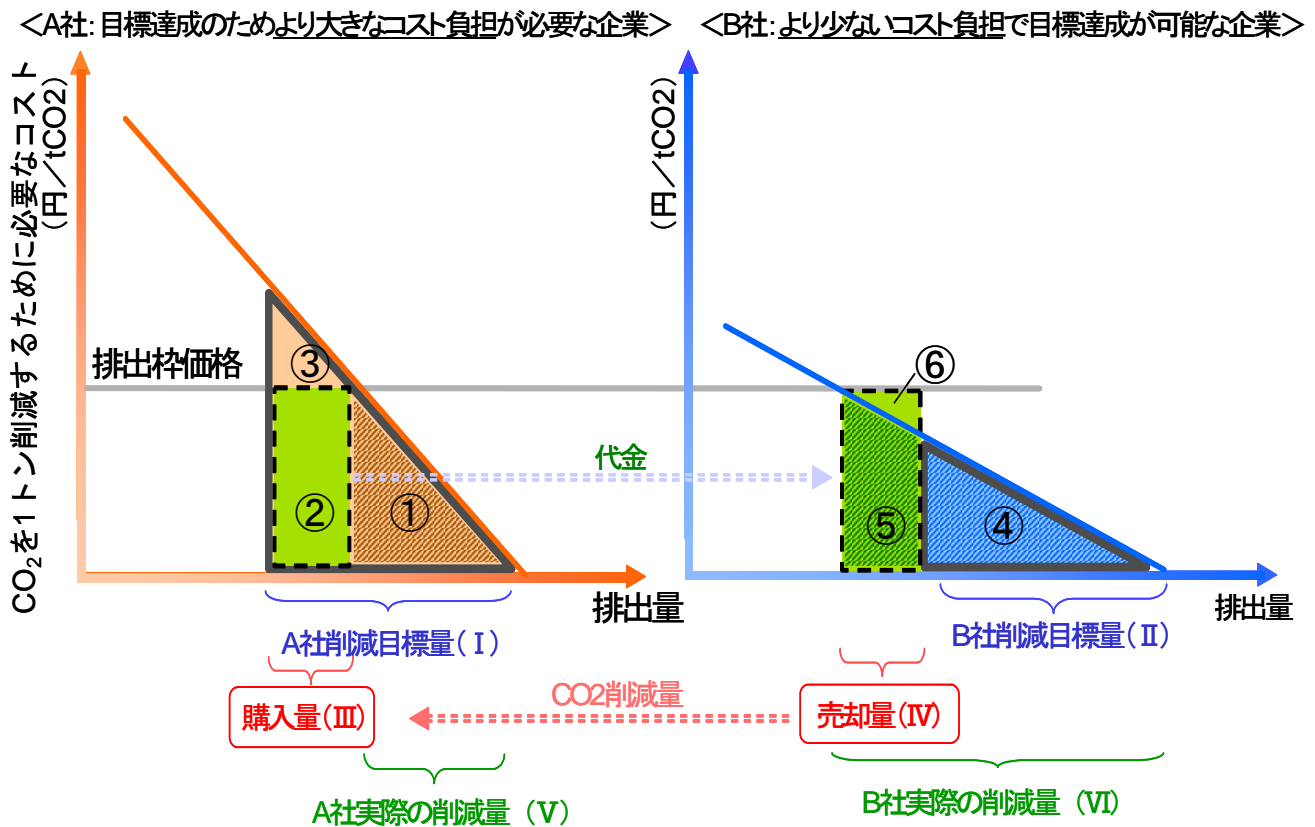


## 産業部門の対策・施策の見直しに関する参考図表等

- 排出量取引は全体としてのコストを最小化する。 1
- 国内排出量取引市場の世界規模のリンク 2
- アメリカの硫黄酸化物に関する排出量取引制度によるコスト削減効果 3
- 要因分析手法について 4
- 事業者による温室効果ガス排出抑制計画の策定・排出量の公表の状況 6
- 地方公共団体における計画策定・排出量公表制度の状況 8
- 諸外国における産業部門の施策と日本の制度比較 11

～排出量取引制度は全体としての削減コストを最小化する～



1. 排出量取引が行われない場合

A社、B社共に削減目標量（A社は図中Ⅰ、B社は図中Ⅱ）を自社内で削減する。  
このときの削減コストは、A社が「図中①+②+③」、B社が「図中④」となる。

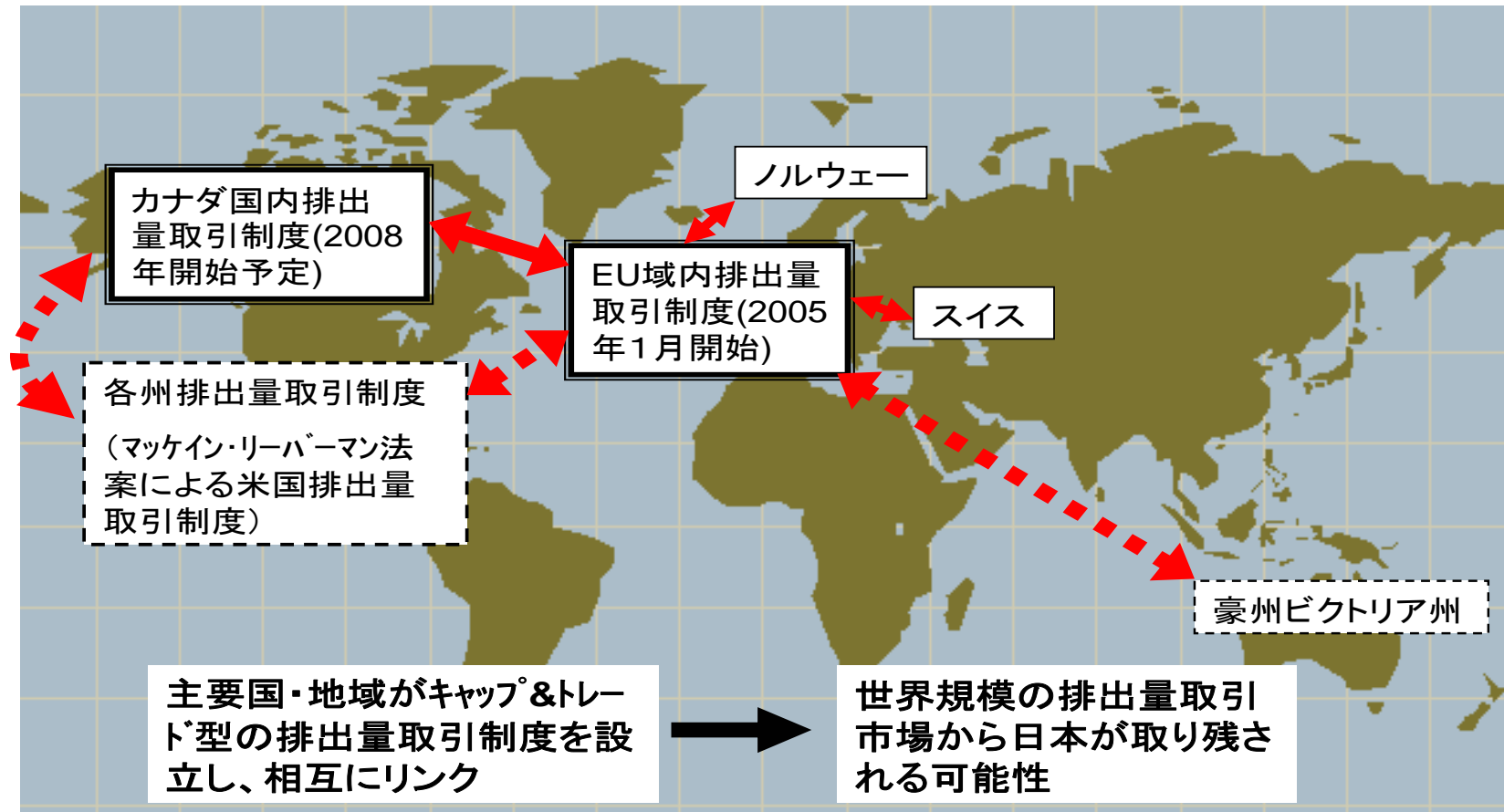
2. 排出量取引が行われた場合

A社は削減目標量のうち、排出量価格よりも安い費用で削減できる分については（図中Ⅴ）を自社内で削減し、不足量（図中Ⅲ）をB社から購入する。  
B社は削減目標量（図中Ⅱ）より多くのCO<sub>2</sub>量（図中Ⅵ）を削減し、削減目標量を上回った分（図中Ⅳ）をA社に売却する。  
このときの削減コストは、A社が「図中①+②」、B社が「図中④+⑤-②」すなわち「図中④-⑥」となる。

	排出量取引	
	行われない場合	行われた場合
CO <sub>2</sub> 削減量	A社：Ⅰ B社：Ⅱ	= A社：Ⅴ B社：Ⅵ
CO <sub>2</sub> 削減コスト	A社：①+②+③ B社：④	> A社：①+② B社：④-⑥

排出枠価格よりも限界削減コストが低い企業はより多く削減し、排出枠価格よりも限界削減コストが高い企業は排出枠を購入する。  
↓  
排出量取引の実施により、一定量の排出削減を実現するためのコストを最小化できる。

# 国内排出量取引市場の世界規模のリンク

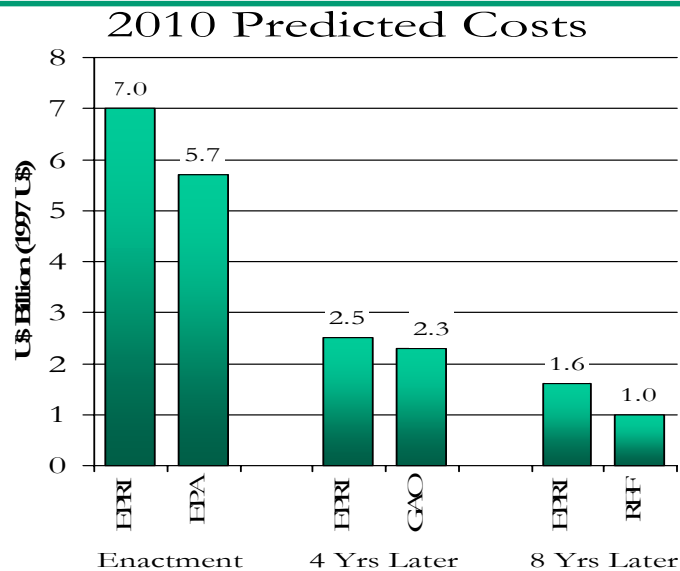


## アメリカの硫黄酸化物に関する排出量取引制度によるコスト削減効果

アメリカ環境保護庁に確認したところ、硫黄酸化物に関する排出量取引制度の導入により、2010年における予測排出削減コストが約8割削減されたとのことである。（資料提供 アメリカ環境保護庁）

(下記グラフの試算は、EPRI(Electric Power Research Institute), EPA(アメリカ環境保護庁), GAO(会計検査院), RFF(Resources For the Future) による。)

### Annual Compliance Costs are Low



#### ◆ Reasons for low cost

- ↗ Competition across emission reduction options
- ↗ Continuous incentive for innovation
- ↗ Banking provides timing flexibility
- ↗ Allowance price provides benchmark for decision making
- ↗ Trading not restricted

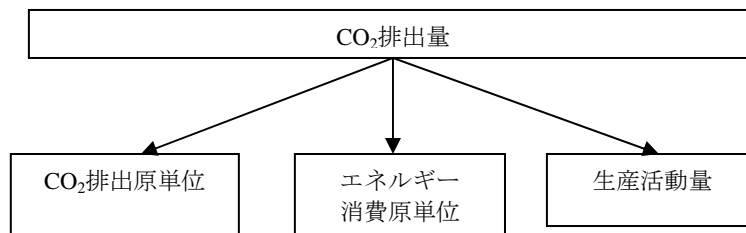
## 要因分析手法について

要因分析手法とは、CO<sub>2</sub>排出量の変動を諸因子に分解する手法である。具体的には、製造業におけるCO<sub>2</sub>排出量を3つの因子の積として表し、偏微分することにより、それぞれの要因がCO<sub>2</sub>排出量の増減にどれだけ寄与したかの度合いを明らかにする方法である。

ここでは製造業におけるCO<sub>2</sub>排出量の増減は、CO<sub>2</sub>排出原単位要因、エネルギー消費原単位要因、生産活動要因と3要因に分解した。

### 各要因の説明

要因項	説明
CO <sub>2</sub> 排出原単位項 $\left(\frac{C}{E}\right)$	エネルギー消費量あたりのCO <sub>2</sub> 排出量。エネルギー転換部門（主に発電など）での省エネルギー対策や燃料転換などによる排出係数の改善が反映される。
エネルギー消費原単位項 $\left(\frac{E}{V}\right)$	生産活動量あたりのエネルギー消費量で表され、エネルギー消費効率の改善、設備稼働率、ユーザーの省エネ活動、などが反映される。
生産活動項 $(V)$	経済動向などの影響による生産規模の変化等が反映される。



### 要因分解イメージ

製造業全体のCO<sub>2</sub>排出量Cは、下記の式で表される。

$$C = \sum \left( \frac{C}{E} \times \frac{E}{V} \times V \right)$$

変数名	内容	データの出所
C	製造業全体のCO <sub>2</sub> 排出量	温室効果ガス排出吸収目録（インベントリ）
E	製造業全体のエネルギー消費量	総合エネルギー統計
V	製造業全体の付加価値ウェイト鉱工業指数 <sup>1</sup>	鉱工業生産指数（経済産業省 HP より）

\* 製造業は食料品、繊維、紙・パルプ、化学工業、窯業土石、鉄鋼、非鉄金属やその他製造業で、農林水産業、建設業、鉱業は含まない。

次項に要因分析の方法を式で表す。要因分析とは、偏微分の考え方をを使い、CO<sub>2</sub>排出量の増減に影響する3つの要因について、一度に1変数だけを変化させ、他の2変数は条件を同じと仮定することで、それぞれの要因による影響を個別に表す方法である。要因分析を行うことで、CO<sub>2</sub>排出量の増減がどの要因の寄与によるものなのかが分かる。

<sup>1</sup> 生産活動を示すパラメータとしてIIP（鉱工業生産指数）を使用しており、高品質化に伴うエネルギー消費の増加や、製品単価の低下によるエネルギー原単位悪化の影響は考慮されない。

(要因分析法の式)

CO<sub>2</sub>排出原単位要因

$$\begin{aligned}
 F_1 &= \Sigma(\Delta(C/E) \times (E/V) \times V) \quad \dots \text{CO}_2\text{排出原単位のみの変化分} \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times \Delta(E/V) \times V/2) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{エネ消費原単位による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times (E/V) \times \Delta V/2) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{生産活動量による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times \Delta(E/V) \times \Delta V/3) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{エネ原単位} \cdot \text{生産量による変化分の} 1/3
 \end{aligned}$$

エネルギー消費原単位要因

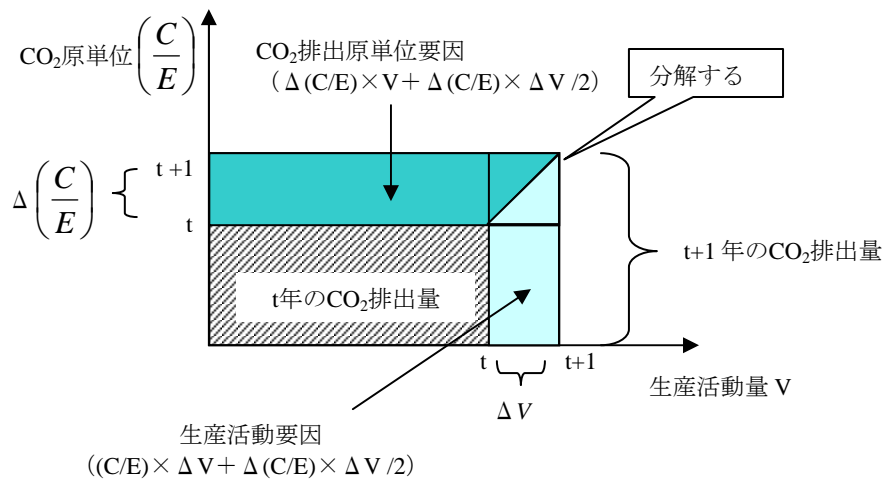
$$\begin{aligned}
 F_2 &= \Sigma((C/E) \times \Delta(E/V) \times V) \quad \dots \text{エネルギー消費原単位のみの変化分} \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times \Delta(E/V) \times V/2) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{エネ消費原単位による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma((C/E) \times \Delta(E/V) \times \Delta V/2) \dots \text{エネ消費原単位} \cdot \text{生産活動量による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times \Delta(E/V) \times \Delta V/3) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{エネ原単位} \cdot \text{生産量による変化分の} 1/3
 \end{aligned}$$

生産活動要因

$$\begin{aligned}
 F_3 &= \Sigma((C/E) \times (E/V) \times \Delta V) \quad \dots \text{生産活動量のみの変化分} \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times (E/V) \times \Delta V/2) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{生産活動量による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma((C/E) \times \Delta(E/V) \times \Delta V/2) \dots \text{エネ消費原単位} \cdot \text{生産活動量による変化分の} 1/2 \\
 &+ \Sigma(\Delta(C/E) \times \Delta(E/V) \times \Delta V/3) \dots \text{CO}_2\text{原単位} \cdot \text{エネ原単位} \cdot \text{生産量による変化分の} 1/3
 \end{aligned}$$

CO<sub>2</sub>排出量変化  $\Delta C = F_1 + F_2 + F_3$

(要因分析法のイメージ<sup>2</sup>)



<sup>2</sup> ここでは完全要因分析法を採用しており、第2要因や第3要因の同時変化による変化分をそれぞれ1/2か1/3で均等に各要因に計上している。

## 事業者による温室効果ガス排出抑制計画の策定・排出量の公表の状況

### 1. 地球温暖化対策推進法第9条に基づく計画の策定状況

- 地球温暖化対策推進法第9条においては、事業者は温室効果ガスの排出抑制等のための計画を作成し、公表するよう努めなければならないとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (抄)  
 (事業者の事業活動に関する計画等)  
 第9条 事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置 (他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。) に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 同条に基づく計画の作成・公表の状況は以下のとおりであり、同条の施行状況は甚だ不十分なものである。 (環境省「平成14年度 環境にやさしい企業行動調査」)
  - 計画を作成している企業は、未公表の企業を含めても、3割強(33.7%)に過ぎない。
  - 計画を作成し、かつ公表している企業は、2割(19.9%)のみ。数値目標まで定めているのは17.5%。

表1 温暖化対策推進法第9条に基づく排出抑制計画の作成・公表の状況  
 (温暖化対策推進法第9条に対してどのような対応をしているかとの問に対し)

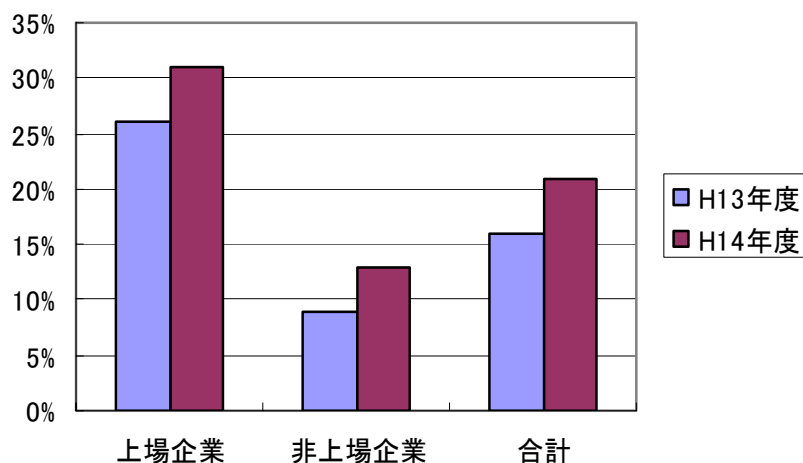
		法に基づき 計画を公表 している(数 値目標あり)	法に基づき 計画を公表 している(数 値目標なし)	法に基づき 計画を作成 している(未 公表)	計画作 成を検 討して いる	計画作 成の予 定はな い	法律を 知らな い	その 他	サンプ ル数(無回 答を含む。)
上場 企業	件数	304	45	191	356	209	110	79	1323
	%	23	3.4	14.4	26.9	15.8	8.3	6	
非上場 企業	件数	214	27	218	406	365	254	118	1644
	%	13	1.6	13.3	24.7	22.2	15.5	7.2	
合 計	件数	518	72	409	762	574	364	197	2967
	%	17.5	2.4	13.8	25.7	19.3	12.3	7.2	

## 2. CO<sub>2</sub>の排出量の公表の状況

- 1. と同じ調査によれば、個別企業によるCO<sub>2</sub>の排出量の公表の状況は、以下のとおり。
  - CO<sub>2</sub>排出量を公表している割合は、約2割(21%)に過ぎない<sup>3</sup>。  
(上場企業では31%、非上場企業では13%)
  - 平成13年度に比べ、平成14年度は排出量を公表する企業が5%増加している。

表2 CO<sub>2</sub>排出量を公表している企業の割合

	H13年度	H14年度
上場企業	26%	31%
非上場企業	9%	13%
合計	16%	21%



<sup>3</sup> 同調査の当該設問(問7-2)においては、その前の問(問7-1)において環境に関するデータ・取組等の情報を公開していると回答した企業に対してのみCO<sub>2</sub>排出量の公表の有無を質問している。一方、本資料の表2においては、「問7-1で回答した全企業数」に対する「問7-2でCO<sub>2</sub>排出量を公表していると回答した企業数」の割合を表示している。



## 地方公共団体における計画策定・排出量公表制度の状況

### 1. 地方公共団体における事業者を対象とする制度の状況

- 大綱にもあるとおり、「地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠」であり、地方公共団体によるその区域の自然的社会的条件に応じた施策の推進(温暖化対策推進法第4条)は、温暖化対策を推進する上で極めて重要である。
- 地方公共団体における事業者向けの制度としては、以下の12の地方公共団体(9都県・3指定都市)において、条例に基づき事業者に地球温暖化対策計画の策定や排出量の公表等を義務づける制度が存在する(平成16年5月環境省調べ)。

	概要	対象ガス・対象者	目標・罰則規定・現状
岩手県	地球温暖化対策計画及び実施状況報告(排出量情報を含む。)の作成・届出の義務づけ(計画作成は3年毎、報告は1年毎)。	CO <sub>2</sub> /省エネ法の第1・2種指定工場と40台以上の自動車を使用する事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は必要な指導・助言を行う。</li> <li>未提出者には勧告</li> </ul>
埼玉県	環境負荷低減計画の作成、提出、公表の義務づけ(1年毎に計画作成と提出。県CO <sub>2</sub> 総排出量の17.5%をカバー)。	CO <sub>2</sub> /省エネ法の第1・2種指定工場と大規模小売店舗法の対象店舗	未提出者には勧告をし、従わない場合には公表する
東京都	地球温暖化対策計画書と対策結果報告書(排出量情報を含む。)の作成、提出、公表の義務づけ(3年毎)	6ガス/省エネ法の第1・2種指定工場	未提出等に対しては勧告・公表
石川県	地球温暖化対策計画書(排出量情報を含む。)の作成、提出の義務づけ。*H16年4月施行	6ガス/省エネ法の第1・2種指定工場	排出量情報とあわせ、排出抑制に係る目標を記載
愛知県	地球温暖化対策計画書及び対策実施状況書(排出量情報を含む。)の作成、提出、公開の義務づけ(計画策定は3年毎)。*H16年4月施行	省エネ法の第1・2種指定工場(移動体対策についても今後強化予定)	未提出者には勧告
三重県	温暖化対策計画(排出量情報を含む。)の作成、提出、公表の義務づけ	6ガス/省エネ法の第1種指定工場	総排出量について数量目標を設定
滋賀県	大気環境負荷低減計画(排出量情報を含む。)の作成、提出、公表の義務づけ(計画作成は5年毎)。	6ガス/規則別表に掲げる一定規模以上の燃料消費施設を設置する事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組について県が指導・助言</li> <li>未提出者には勧告</li> </ul>
兵庫県	特定物質排出抑制計画書と報	6ガス/省エネ法の	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組について県が</li> </ul>

	告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（2010年までの計画を作成し、2005年度に見直しを行う）。	第1・2種指定工場	指導・助言 ・未提出者には勧告
広島県	温室効果ガス削減計画書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（複数年の年次計画として定める）。	6 ガス／省エネ法の第1種指定工場	・知事は実施した措置の報告を求めることができる ・計画書の未提出者又は公表しない者には勧告
横浜市	地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表を義務づけ（計画書作成は3年毎、報告書作成は毎年）	6 ガス／省エネ法の第1・2種指定工場	・H14年度を基準年とする。 ・取組について市が指導・助言 ・未提出者には勧告
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの排出抑制に係る事項を含む環境配慮書の作成、提出の義務づけ。</li> <li>温室効果ガスの排出量の把握の義務づけ。市長は報告を求めることができる。</li> </ul>	CO <sub>2</sub> 、メタン及びN <sub>2</sub> O／排出量把握については8.4万GJ又は廃棄物焼却炉の能力が5千kg以上	・環境配慮書を提出した者について必要な指導及び助言を行うことができる。
名古屋市	地球温暖化計画書及び結果報告書（排出量情報を含む。）の作成、提出、公表の義務づけ（計画書作成は3年毎、報告書作成は毎年）。	6 ガス／原油換算800kl以上、電気320万kWh以上の工場（省エネ法第2種指定工場よりも広範囲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組に対し指導・助言</li> <li>届出・公表義務違反に対しては勧告</li> </ul>

## 2. 東京都における事業者を対象とする制度の検討について

東京都における事業者を対象とする制度の検討に関する状況は以下のとおり。

### (1) 東京都における現行の「地球温暖化対策計画書」制度の概要

- ・対象：省エネ法の第一種・第二種指定工場
- ・地球温暖化対策計画書及び対策結果報告書の作成・提出・公表を義務づけ（温室効果ガスの排出状況、削減目標、取組内容等、評価なし）
- ※削減目標のレベルは任意

### (2) 現行制度の状況

- ・東京都の調査によれば、対象事業所の2002年度からの3年間のCO<sub>2</sub>削減目標を集計したところ、平均で約2%削減。（対象事業所からの排出量は都全体の排出量の約1割）
- ・一方、東京都内のCO<sub>2</sub>排出量は既に5%増加しており、東京都の2010年度目標値である6%削減に向けては、10%以上削減する必要がある。
- ・東京都が工場・事業場をサンプリング調査したところ、今後CO<sub>2</sub>を10%以上削減できると見られる事業所も多く存在した。

### (3) 「地球温暖化対策計画書」制度の強化の検討

- ・ (2)の状況を踏まえ、大規模事業者におけるCO2削減対策では、目標基準を設けずに事業者の任意の取組だけに頼っていては、低い削減レベルにとどまり、さらなる総量削減効果を見込むことは難しい、との認識に基づき、
  - 事業者の積極的な取組が評価される仕組み
  - 行政が事業者の取組を高い水準に導く仕組みを基本的な考え方として、地球温暖化対策計画書制度の強化について検討を行ってきた。
- ・ 東京都環境審議会では今年5月に、計画書制度の強化を含む温暖化対策の在り方についての答申がまとめられた。
- ・ 計画書制度の強化の要点は以下のとおり。
  - 事業者の削減結果について「総量削減率」を原則とした統一的な評価基準を設定し、省エネ法にはない評価・公表のしくみを強化
  - 都は実態調査結果や対策指針に基づき、事業者がより高い総量削減目標を設定するよう誘導
  - 事業者は目標が評価基準に照らしてどのレベルにあるかを自己評価し、公表
  - 都は事業者の公表内容や事業者全体の達成状況を評価し、公表
  - 特に優れた事業者を都が表彰
  - 取組が著しく不十分な事業者に対しては調査し、指導

諸外国における産業部門の施策と日本の制度比較

	EU				米国	カナダ	日本
	英国	オランダ	ドイツ				
排出量算定・報告制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 汚染物質排出登録制度 (European Pollutant Emission Register: EPER) 【義務】</li> <li>-EU 版 PRTR 制度。温室効果ガスを含む 50 種の汚染物質の排出量の報告義務。</li> <li>-対象施設は約 1 万カ所。</li> <li>-CO2 は年間排出量が 10 万トン以上の施設は報告義務。</li> <li>-現在 2001 年の施設毎の排出量がウェブ上で公開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染目録 (Pollution Inventory: PI)</li> <li>-1998 年に導入された化学物質を対象にした登録制度の中で 6 ガスも対象。年間排出量で対象施設の裾切り。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別排出目録システム (Individual Emission Inventory: IEI)</li> <li>-1974 年成立。化学物質の管理を目的とした登録制度で CO2 も対象。環境管理法上の許可が必要とされる施設が対象。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主報告制度 (Voluntary Reporting Program) 【自主的参加】</li> <li>-年間 GHG 排出量が 1 万トン (CO2 換算) を超える事業者は政府に報告する。政府はデータを公開する。2001 年度では 228 主体が報告 (うち特定プロジェクトに関する報告 119 件)。2004 年 6 月現在、改訂作業中。</li> <li>(州レベルではウィスコンシン州等義務的の制度導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量の算定・報告制度 (Mandatory GHG Emission Reporting System) 【義務的の制度】</li> <li>-2004 年 3 月成立。</li> <li>-2004 年 GHG 排出量が 10 万トン (CO2 換算) を超える事業者は 2005 年 6 月 1 日までに GHG 排出量や算定方法等を国に報告する義務を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (東京都等、一部自治体で既に導入済)</li> </ul>
協定		<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動協定 (Climate Change Agreement: CCA)</li> <li>-2001 年に導入。政府と業界及び個別企業との間にエネルギー消費量/CO2 排出量の絶対量又は原単位に関する目標を設定し、目標を達成すれば気候変動税の 80%減税が適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率に関するベンチマーキング協定 (Energy Efficiency Benchmarking Covenant)</li> <li>-エネルギー効率を 2012 年までに世界最高水準に向上させることを目指し、連邦・州政府と産業団体間で協定を締結。</li> <li>-1999 年 7 月導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動協定</li> <li>-連邦政府とドイツ経団連の間における GHG 排出削減を目指す協定。2012 年までに 1990 年比 35%削減を目指し、各業界団体も個別に目標を設定。</li> <li>-政府は協定締結条件として国際競争力への配慮を約束。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候リーダーズプログラム (Climate Leaders) 【自主的参加】</li> <li>-個別企業に対し、気候変動戦略を作成し、GHG 排出削減目標を設定するよう奨励する。2004 年 1 月時点で 54 社が参加 (米国 GDP の 6% 以上に相当)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定【検討中】</li> <li>-排出量取引制度等の制度に対する柔軟性措置として、政府は大規模排出事業者に協定締結の選択肢も用意する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (経団連の自主行動計画により業界毎に目標設定を独自に実施)</li> </ul>
国内排出量取引制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内排出量取引制度 (EU Emission Trading Scheme: EU-ETS)</li> <li>-京都議定書目標 (-8%) 達成に向けた EU 域内キャップ&amp;トレード制度。2005 年 1 月より取引開始。</li> <li>-一定規模以上の発電施設、エネルギー多消費施設 (石油精製、製鉄、セメント製紙等) が対象 (EU 全体で約 14,000 施設)</li> <li>-各国政府は排出枠割当てを定める国家配分計画 (NAP) を提出 (現在 23 カ国中ドラフト版含め 18 カ国が提出済み)</li> </ul> <p>* 英国では国内排出量取引制度が 2002 年 4 月より開始され、実際に取引がなされている。2002 年度には、直接参加者 (CCA 対象外企業で、自主的に排出削減を行おうとする企業) は 32 社あり、31 社が目標を達成。CCA 締結企業 5 千社のうち 866 社が取引に参加。直接参加者は環境省主催のオークションにおいて削減量を入札し、削減量を約束する。目標達成した企業には政府より補助金が渡される (補助金規模は年間 3 千万ポンド (約 54 億円) 程度)。2006 年までは現行の自主的参加スキームを実施する予定だが、現在、EU-ETS との調整を検討中。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>東部 10 州域内排出量取引制度【検討中】</li> <li>-東部 10 州でキャップ&amp;トレード型排出量取引の導入を目指す。2005 年 4 月までに制度導入に関する合意達成を予定。</li> <li>州内排出量取引制度</li> <li>ニューハンプシャー州</li> <li>マサチューセッツ州</li> <li>[参考]</li> <li>シカゴ気候取引所 (Climate Change Exchange: CCX) 【自主的参加】</li> <li>*SOx 排出量取引は 1990 年より実施しており、知見を蓄積。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模排出事業者対象の排出量取引制度【予定】</li> <li>-2008 年からの導入を目指し、現在法制度の素案が提示され、検討中。</li> <li>-各事業者に排出原単位目標に基づき排出枠を割当てるキャップ&amp;トレード方式の国内取引制度。</li> <li>-対象者は大規模排出事業者 (発電、石油・ガス、鋳工業等) で、施設当たり年間平均 GHG 排出量 8 千トン (CO2 換算) 以上、または 20kg-CO2 / 1 千 US\$以上の者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (環境省が 2003 年度より国内排出量取引試行事業を実施中)</li> </ul>
温暖化対策税 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(各国独自に導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動税 (Climate Change Levy: CCL)</li> <li>-産業 (発電用燃料は免税) ・民生部門 (家庭部門は対象外) のエネルギー消費に課税。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般燃料税</li> <li>-石炭・ガス: 燃料販売者、最終消費者</li> <li>-鉱物油: 最終消費者</li> <li>エネルギー規制税</li> <li>-電力・ガス: エネルギー供給事業者</li> <li>-鉱物油: 最終消費者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境税制改革</li> <li>-鉱油税の増税 (ガソリン、暖房用油、天然ガス、軽油、重油、LPG、灯油)、電力消費税の新設等。</li> </ul>			